

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき国内に住所を有する個人に対して課税される国税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税・森林環境税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務(公金受取口座に係るものを含む。)
③システムの名称	①個人住民税システム、②国税連携システム、③国税連携ツール、④電子申告システム(eltax)、⑤確定申告支援システム、⑥中間サーバー、⑦統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、納税義務者確定事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民情報システム(業務システム))において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I -5②所属長	市民税課長事務取扱 税務長 高谷 研司	市民税課長 笹田 泰生	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成29年5月31日	I -5②所属長	市民税課長 笹田 泰生	市民税課長 進藤 広典	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成29年12月1日	I -1②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務	事後	精査による。
平成29年12月1日	I -3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠明示

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	法令の改正に伴う変更 法令上の根拠明示
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項		法律の改正に伴う変更
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職	市民税課長 進藤 広典	市民税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	Ⅳ リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年1月31日	I-4②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	〈情報提供〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	令和元年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	令和元年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務(公金受取口座に係るものを含む。)	事前	公金受取口座を活用するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I-5①部署	財政部 市民税課	財政部 市民税課、納税課	事前	公金受取口座を活用するため。
令和4年12月27日	I-5②所属長の役職名	市民税課長	市民税課長、納税課長	事前	公金受取口座を活用するため。
令和7年4月1日	表紙 評価名	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小樽市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小樽市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	I-1①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	I-1②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務（公金受取口座に係るものを含む。）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課等に伴う業務及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき国内に住所を有する個人に対して課税される国税の賦課等に伴う業務 ・個人住民税・森林環境税に係る納税義務者の抽出及び確定申告書、市民税・道民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書、市民税・道民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務（公金受取口座に係るものを含む。）	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	I-3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-4②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	時点修正による。
令和7年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	時点修正による。
令和7年4月1日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	IV-8判断の根拠	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	IV-11当該対策は十分か【再掲】	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年4月1日	IV-11判断の根拠	新設	新設	事後	法令改正による。